

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」を  
尊重した障害者総合福祉法の制定を求める意見書(案)

平成18年12月13日、第61回国連総会において、障害者権利条約が採択され、平成20年5月3日に発効した。すでにわが国は平成19年9月28日にこの条約に署名している。

政府においては、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備すすめるために、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置し、翌年1月に障害当事者及び関係者の参画による「障がい者制度改革推進会議」を発足させた。「障がい者制度改革推進会議」は、同年6月に「第一次意見」を、同年12月に「第二次意見」を取りまとめた。その取りまとめをもとに、本年7月、障害者基本法が改正されたところである。

続いて、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会は、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法の制定に向け、障害当事者、家族、事業者、学識関係者、自治体関係者等による55名の委員によって議論を重ね、本年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（骨格提言）を全委員一致で取りまとめた。

現在、厚生労働省においては、障害者総合福祉法を平成24年通常国会に提出するために法案づくりが進められているところであるが、「骨格提言」は障害当事者の希望や意見を集約し関係者の合意により取りまとめられたものであり尊重すべきものである。

よって、国においては、「障害の有無にかかわらず国民が分け隔てられることのない共生社会の実現とそのため制度改革をめざす」という総合福祉部会の「骨格提言」に基づいた法の制定がなされるよう、以下の点について強く要請する。

記

- 1 「障害者総合福祉法」の制定に当たっては、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を尊重したものとすること。
- 2 「障害者総合福祉法」の施行に当たっては、実効性のあるものとするための地方自治体の財源の確保について十分に配慮すること。

以上、地方自治法99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成23年12月22日

伊丹市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

厚生労働大臣

財務大臣